

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成22年 4月16日

住 所 帯広市西24条北4丁目5番地の4

氏 名 株式会社北海道エコシス
代表取締役 近藤 誠勝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた
産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事

高橋 はるみ



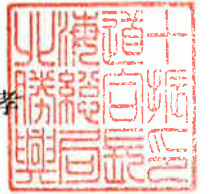
許可の年月日	平成22年4月16日	許可番号	十環生第175-2号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場） 施行令第7条第14号ハ（管理型最終処分場） 燃え殻、汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。ただし、石綿含有産業廃棄物以外のものは、おおむね15センチメートル以下のものに限る。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず（おおむね15センチメートル以下のものに限る。）、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、廃石綿等		
設置場所	中川郡豊頃町安骨389番地、390番地1、391番地1、392番地		
処理能力	面積 20,541平方メートル、容積 109,545立方メートル		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(十勝総合振興局)

十環生第175-2号
平成22年4月16日

株式会社北海道エコシス
代表取締役 近藤 誠勝 様

北海道十勝総合振興局長 竹林 孝



産業廃棄物処理施設の設置許可について

平成21年12月3日付けで申請のあったこのことについて、別添のとおり許可するので、許可証を交付します。

なお、この、許可に係る工事にあたっては、別紙の留意事項を厳守し実施してください。

また、廃棄物処理施設専門委員会から下記の付帯意見が提出されましたので留意願います。

記

(付帯意見)

- 1 埋立終了区画の散水にあたっては、廃棄物の安定化及び浸出液処理設備の処理能力に留意して実施する他、常にクローズド型処分場に関する最新の情報を得て、維持管理の向上に反映する必要があると考えます。
- 2 埋立地の上屋の基礎部分については、沈下等が認められた場合には、速やかに必要な対策を講ずるなど、上屋の安定保持に関して常に留意する必要があると考えます。また、上屋の移動に際してはクレーンの配置等に十分に留意する必要があると考えます。
- 3 ボーリング調査結果を中心として地質構造を判断していることから、施工前に実施している土質試験の結果を踏まえ、再度、盛土の安定度について検討するなど、地質の状況に留意して施工する必要があると考えます。また、液状化のおそれがある地盤であることから、土質等の状況を注意深く確認しながら、対策工を確実に実施する必要があると考えます。

(保健環境部環境生活課主査(地域環境))

産業廃棄物処理施設に係る工事施工に伴う留意事項

この許可に係る工事に当たっては、次の点に注意し実施してください。

1 産業廃棄物処理施設の使用前検査の申請等

(1) 工事が完了し使用前検査を受けようとするときは、別記様式 5 4 による申請書に次の書類等を添えて提出すること。

- ① 出来形図面（竣功後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図構造図で、設置許可申請時に添付した設計図（写し）に、変更があった部分を朱書きし、主要部分の出来形寸法を記入したもの。）
- ② 竣功後の施設の処理能力が申請と異なる場合は、竣功後の施設能力を明らかにする計算書等（許可申請時に添付した書類及び図面等に、変更があった部分を朱書きし、主要部分の出来形寸法を記入したもの。）
- ③ 最終処分場にあつては、着工前の施設設置予定地の写真及び竣功後の施設の全景写真（同じ地点から同じ構図になるよう撮影したもの。）
- ④ 中間処理施設にあつては、主要機材の設置後の全景写真
- ⑤ 処理施設設置（変更）許可証の写し

(2) 工事の施工中、許可内容の変更（設置に関する計画、維持管理に関する計画又は処理能力の10パーセント以上の変更等）をしようとするときは、変更の工事を行う前に受付支庁の指示を受け、変更の許可を受けること。

2 不可視部分の工事

完了後外部から明視できなくなる主要な構造物が適正に施工されたかどうかを使用前検査時に確認するため、以下の要領で写真を撮影すること。

- (1) 写真は、スケール等を当て構造物の寸法が読み取れるようにし、構造物の名称・撮影年月日等を記入した小黒板等を写し込むこと。
- (2) 写真は構造物別にアルバムに張り、各写真ごとに説明を記入すること。

3 その他口頭又は文書により指示された事項がある場合は、当該指示に従うこと。

（日本工業規格 A 4）